

**令和4年度諮問（個）第3号
答申（個）第25号**

「審査請求人が提出した質問書に対する回答を協議した文書に関する保有個人情報非開示決定に係る審査請求に対する裁決」
についての答申

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報非開示決定（文書不存在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県個人情報保護条例を廃止する等の条例（令和4年栃木県条例第42号）第1条の規定による廃止前の栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定により、令和4（2022）年2月25日付けで、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

開示請求書によれば、おおむね次のとおりである。

（本件開示請求に先行して、審査請求人が県に提出した議事録の作成に係る質問書（以下「質問書」という。）について、県が口頭で説明することを決定した記録についての保有個人情報開示請求を行ったが、該当公文書として）令和4（2022）年2月22日付け文学第556号で開示されたもの（以下「開示文書」という。）は伺い書であり、伺い書を出すに当たり、伺い書をいかなる内容にするか協議した文書でない。

審査請求人が求めたのは、口頭陳述をした内容を一切議事録に書かない事の質問にどう答えるか協議した記録である。よって、協議記録を再度請求する。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求の対象となる公文書を作成及び保有していないことから、旧条例第19条第2項による保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4（2022）年3月11日付け文学第613号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和4（2022）年3月17日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、旧条例第41条第1項の規定により令和4（2022）年12月16日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非開示決定を取り消し、文書の開示を求める。

2 審査請求の理由等

審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

審査会で口頭意見陳述した内容を一切議事録に記録されていないことを質問したことについて、この質問にどう答えるか協議したと話されるが、この協議記録の開示請求をすると、作成していませんとの非開示決定の処分であった。文書作成に関する規定では、次のことが書かれている。

①軽微のものを除き記録文書を作成しなければならないと規定されている。

②最終的な意思決定の内容だけでなく、なぜ、そのような意思決定に至ったのか分かる経緯について明らかにする必要がある。

③法令・通達などに違反していないかを検討し、起案する必要がある。

即ち、協議の記録文書を作成しないことは、上記に違反する。何らかの問題から不作成として隠ぺいをしたものと考ええる。

以上から、非開示処分を取り消し、協議の記録文書を開示ください。

第4 実施機関の主張要旨

弁明書によると、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、同人が審査会の口頭意見陳述で陳述した（外国人技能実習制度における監理団体の監査に関する陳述の）内容を一切議事録に記載しないことに係る質問について、文書学事課がどのように回答するかを協議した協議記録の開示を求めているが、文書学事課が審査請求人からの質問書への対応に関して作成した公文書は上記の第2の1(2)で審査請求人が言及している開示文書のみである。

当該文書は既に審査請求人に開示済みであり、それ以外には文書学事課では協議記録等の公文書は作成していない。

以上から、原処分である保有個人情報非開示決定（不存在）は、妥当と考える。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 旧条例は、実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにすることにより県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

(2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略) 審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行

政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報の開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、本件処分については、(1)の基本的な考え方に立って県民等の県の保有する個人情報の開示を求める権利が侵害されることのないよう旧条例を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 対象保有個人情報の不存在について

審査請求人は、「文書作成の規定では、軽微なものを除き文書は作成しなければならないはず、協議したと話すのであれば協議記録を作成しなければならないはずである」、「開示をすることを不都合と考えて非開示としたものと考え」旨等を主張する。

一方、実施機関は、開示対象となる公文書は既に開示済みである開示文書を除いて作成していない旨を主張する。

旧条例第19条第2項は、開示請求に係る保有個人情報を保有していないときは開示をしない旨の決定をしなければならないと規定しているため、実施機関の対象公文書を保有していないという主張の合理性を検討する。

実施機関の開示文書は、審査請求人の主張を過不足なく上司と共有するため、審査請求人の提出した質問書の写しの余白に対応経過や検討結果の理由を簡潔に記載して伺い、判断に必要な情報を具備した状態で課長の決裁を得たものである。そのため、実施機関が開示文書以外に公文書は保有していないとの主張に不自然な点はない。

また、審査会において、文書学事課内の該当公文書の存在に関する簿冊について調査及び確認を行ったが、開示文書以外に該当の公文書は保有していなかった。

したがって、実施機関の対象となる保有個人情報は存在しないとの主張に、不合理な点はない。

3 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 (2022)年12月16日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 5 (2023)年 6 月14日 (第51回審査会第 3 部会)	・ 経過概要確認 ・ 第 1 回審議
令和 5 (2023)年 7 月12日 (第52回審査会第 3 部会)	・ 第 2 回審議
令和 5 (2023)年 8 月 2 日 (第53回審査会第 3 部会)	・ 第 3 回審議
令和 5 (2023)年 9 月 8 日 (第54回審査会第 3 部会)	・ 第 4 回審議

栃木県行政不服審査会第 3 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
田 中 修 二	人権擁護委員	
根 本 智 子	弁護士	
村 上 順 男	元栃木県労働委員会事務局長	第 3 部会部会長 職務代理者
和 田 佐 英 子	宇都宮共和大学シティライフ学部 教授	部会長

(五十音順)